



移転が予定される地域

難行を続けてきた木場の、北陸自動車道と上越新幹線に挟まれた。移転補償問題。全国でもあまり例のない両施設間がわずか一八〇メートルと狭く、ここに点在する地域住民は、騒音・振動などが激しくなるとして、とても任んでゆけない地域であると、道路公園及び鉄道建設公団に対し、移転補償を要求してきましたが、昨年、両

また、この日、自治会長、納税組合長の永年勤続者表彰が同時に行われ、次の方に町長から、感謝状と記念品が贈られました。(敬称略)

自治会長 佐藤寅一(栄町)

納税組合長 鳴海昇八(立仏)

高橋平三郎(栄町)

石橋勝(立仏)

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

また、昨年十一月には町表彰条例により篤行者

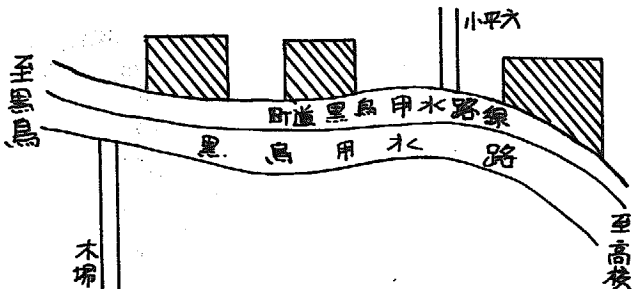
井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。

家事相談の利用を

新潟家庭裁判所では、夫婦間のなやみごと、男女のもめごと、親子の問題・相続・扶養・遺言その他家庭内の問題など、日曜・祭日を除き、毎日無料で相談に応じています。遠慮なく気軽にお出かけ下さい。(土曜日は正午まで)

新潟市川岸町一丁目五四番地

新潟家庭裁判所



納税成績〇・二二%上昇 完納は五組合減少

毎年実施している納税組合の表彰式が、六月二十八日、午後二時から議場で行われ、一〇〇%納税の十八の組合を表彰するとともに全五十の納税組合に、常日ごろの労に対し、報奨金と記念品が贈られました。

また、この日、自治会長、納税組合長の永年勤続者表彰が同時に行われ、次の方に町長から、感謝状と記念品が贈られました。(敬称略)



完納の表彰を受ける。中学通り(左)

永井 繁 さん(板井)に 紺綬褒章が授与

昨年、児童福祉施設の備品購入資金にと、町へ百万円を寄附された。永井 繁さん(板井)に、このほど紺綬褒章が授与されました。

六月二十八日、納税組合等表彰式の席上において、内閣総理大臣及総理府賞勲局から、児童福祉向上に尽くされたとして、褒章条例に基づいて、当日、町長の前で授与された。

井さんは明治二十七年生まれの八十五歳。しかし高齢を感じさせない若さを保たれ、昭和三十一年から四十六年まで選挙管理委員の公職を務められたなど、そのまじめさと温厚な人格は、部落の人からも親しまれていました。



褒章を受ける永井さん(右)

国民年金の特例納付

最後のチャンス、あと345日



これで逃げつきます!!

みなさんの国民年金に特例納付制度があることをご存じでしょうか。この制度は、国民年金に当然加入していなければならなかったのに加入していなかったり、保険料を長いこと納め忘れていたために、将来、老齢年金を受けられない、いわゆる「無年金者」を救済するために設けられた特例措置で昭和五十三年

年七月一日から昭和五十五年六月三十日までの二年間に限り実施されているものです。保険料額は一月につき四千元で、この特例納付を納めることのできる人は、明治四十四年四月二日以降に生まれた「当然加入しなければならぬ者」となっています。

なお、つぎの人は特例納付することができません。 ①国民年金に任意加入している人または任意加入してきた期間のある人。ただし、サラリーマンの奥さんと結婚前に「当然加入しなければならぬ期間」があれば、その期間については納めることができます。

②六十五歳以上の人で、すでに老齢年金や通算老齢年金を受けているか、または、受けることができる者。

ところで、あなたの年金権は大丈夫でしょうか。これを機会に一度ご自分の納入状態をチェックしてみてください。 特例納付に該当する人は、期限までに必ず納め終えるようにいたします。納入方法は一括まとめて納入、あるいは分割納付のどちらでもできます。

コンバインに軽油を使用する皆さんへ

農家の皆さんで、コンバイン等の収獲用機械に軽油を使用される場合は、次により軽油の免税証を交付します。

- 一 免税証交付対象者 農業者で収獲用機械(コンバイン、ハーベスタ、バインダー) 二 免税証交付日時 昭和五十四年八月四日から九月八日まで、毎週土曜日、午前九時から十一時三十分まで。 三 免税証交付場所 専務事務所会議室 四 申請当日持参するもの

- (1) 役場税務課の発行する、耕作面積証明書 (2) 印鑑(コンバイン等を共同使用する場合は全員の印鑑) (3) 農業用免税軽油使用者証を所有している者は、その使用者証 (4) 新規に申請する者、又は機械を変更した者は、役場税務課の発行する機械所有証明書 ⑤ なお、新規申請者は機械購入証明書や販売店等からもらい、税務課へ持参すること。 (5) 収獲の委託を受ける者は、農作業委託承諾書(様式任意)と委託者の耕作面積証明書 なお、免税証を申請する場合には次の点に留意して下さい。

一 軽油以外の油、たとえば、ガソリン、バイク用灯油等を燃料とする機械は、免税の対象になりません。 二 免税軽油は、免税証と引換えに引取って下さい。 三 申請日以前の軽油引取分は免税の対象になりません。 四 前記のことに違反した場合に、地方税法の罰則規定が適用されます。